

2015年2月通常会議 介護保険制度改悪にかかわる議案に対する討論

2015年3月13日

塚本 正弘

私は、日本共産党大津市会議員団を代表いたしまして、ただいま行われた委員長報告のうち、議案第 84 号 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 85 号 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 86 号 大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 89 号 大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、一括して反対討論を行います。

先の岸本議員の討論にも含まれていたように、国が介護保険制度を改悪して、2017（平成 29）年までの移行期間を設けて、要支援 1、2 の認定者を介護保険の訪問介護、通所介護から外して、それよりも単価の低いサービスやボランティアなど地域支援事業に任せようとしております。

要支援高齢者の介護で大きな役割を占め、状態の維持改善に大きな役割を果たしている通所介護や訪問介護の切り下げを行うことは、重度化を招き、将来的に重い負担をもたらすことにつながります。

今回の条例改正案はこれに対応するものでありますが、私たち日本共産党議員団は、要支援高齢者の質の高い介護を受ける権利を保障するために、このような介護保険外しは行わないよう求めてきたものであり、今回の条例改正案に反対をするものであります。

以上で反対討論を終わります。